

生駒市市民自治検討委員会調査部会（第1回・2回）検討結果

(1) 市長の責務
(条例案及び条例解説案)

【基本構想】

●市長は、法律等により他の執行機関の権限とされている事務以外の全ての事務を管理・執行する広い権限があることから、市民や議会などへの説明責任や市民の福祉の増進を図ることを目的として市民の付託に応えるよう、統括代表権、事務管理及び執行権並びに職員の指揮監督に関する市長の市政運営における責務を規定する。

【条例原案】

(市長の責務)

市長は、市民の福祉の増進を図ることを目的として市民の付託に応えるよう、市の代表者として市の事務を管理し、公正かつ誠実にこれを執行しなければならない。

2 市長は、事務の執行に当たっては市民及び議会への説明責任を果たすとともに、本条例の趣旨に基づき、市政運営を通じて自治の実現、市民主体のまちづくりの推進に努めなければならない。

3 市長は、前項の責務を果たすため、職員を適切に指揮監督し、人材育成に努めなければならない。

【条例案】

(市長の責務)

市長は、市の代表者として市民の福祉の増進を目指し、市民の付託に応えるよう、市の事務を管理し、公正かつ誠実にこれを執行しなければならない。

2 市長は、事務の執行に当たっては市民及び議会への説明責任を果たすとともに、本条例の趣旨に基づき、市政運営を通じて自治の実現、市民主体のまちづくりの推進に努めなければならない。

3 市長は、前項の責務を果たすため、職員を適切に指揮監督し、人材育成に努めなければならない。

【条例解説原案】

市長は、市の代表として市の事務を管理するとともに、公正かつ誠実に執行しなければならないとしています。これは、地方自治法に規定されている長の統轄代表権、事務の管理及び執行権を市長の責務という視点から規定するものです。

市長は、自治体の代表者として事務を執行する上で市民、議会への説明責任があるとともに、まちづくりの主体は市民であるとした本条例の趣旨を踏まえてハード面の都市計画事業などばかりでなく、ソフト面の地域自治組織の形成などを進めなければならないことを示しています。

市長は、職員の監督者として適切な指導を行うとともに、職員の資質と能力の向上のため、さまざまな研修体制や制度の整備などに努めなければならないとした規定です。

【地方自治法】

(長の統轄代表権)

第147条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。

(事務の管理及び執行権)

第148条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。

(職員の指揮監督)

第154条 普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。

| | |
|-----------------------------|--|
| | <p>【条例解説案】 市長は、市の代表として市の事務を管理するとともに、公正かつ誠実に執行しなければならないとしています。これは、地方自治法に規定されている長の統轄代表権、事務の管理及び執行権を市長の責務という視点から規定するものです。</p> <p>市長は、自治体の代表者として事務を執行する上で市民、議会への説明責任があるとともに、まちづくりの主体は市民であるとした本条例の趣旨を踏まえてハード面の都市計画事業などばかりでなく、ソフト面の地域自治組織の形成などを進めなければならないことを示しています。</p> <p>市長は、職員の監督者として適切な指導を行うとともに、職員の資質と能力の向上のため、さまざまな研修体制や制度の整備などに努めなければならないとした規定です。</p> <p>【地方自治法】 (長の統轄代表権) 第147条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。 (事務の管理及び執行権) 第148条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。 (職員の指揮監督) 第154条 普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。</p> |
| (2) 執行機関の責務 (条例案及び条例解説案) | <p>【条例原案】 (執行機関の責務) 市の執行機関は、その権限と責任において、公平・公正、誠実、迅速かつ効率的に職務を執行しなければならない。</p> <p>【条例案】 (執行機関の責務) 市の執行機関は、その権限と責任において、公平・公正、誠実、迅速かつ効率的に職務を執行しなければならない。</p> <p>【条例解説原案】 地方自治法第138条の2の規定「執行機関の義務」を本条例の理念に則り、執行機関全体の責務という視点から具体化しました。市の執行機関として、その職務の執行に当たり、公平・公正、誠実、迅速かつ効率的に執行しなければならないという倫理観を規定したものです。</p> <p>【地方自治法】 (執行機関の義務) 第138条の2 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び政令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。</p> <p>【条例解説案】 地方自治法第138条の2の規定「執行機関の義務」を本条例の理念に則り、執行機関全体の責務という視点から具体化しました。市の執行機関として、その職務の執行に当たり、公平・公正、誠実、迅速かつ効率的に執行しなければならないという倫理観を規定したものです。</p> <p>【地方自治法】 (執行機関の義務)</p> |

第138条の2 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び政令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

【条例原案】

(定義)

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(3) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

【条例案】

(定義)

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(3) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

【条例解説原案】

「執行機関」とは、市長のほか、地方自治法第180条の5の規定により、地方公共団体に置かなければならない教育委員会等の委員会及び委員のことです。

【地方自治法】

(委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等)

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

- 一 教育委員会
 - 二 選挙管理委員会
 - 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- 3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。
- 一 農業委員会
 - 二 固定資産評価審査委員会

【条例解説案】

「執行機関」とは、市長のほか、地方自治法第180条の5の規定により、地方公共団体に置かなければならない教育委員会等の委員会及び委員のことです。

【地方自治法】

(委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等)

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

- 一 教育委員会
 - 二 選挙管理委員会
 - 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- 3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。
- 一 農業委員会

| | |
|-------------------------------------|--|
| | <p>二 固定資産評価審査委員会</p> |
| <p>(3) 市の職員の責務 (条例案及び条例解説案)</p> | <p>【基本構想】 ●市の職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めること並びにサービスの根本基準を遵守すること、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならないこと、基本条例の趣旨に則して職務を遂行しなければならないこと及び自らの知識や技能の向上に努めなければならないことを規定する。</p> <hr/> <p>【条例原案】 (市の職員の責務) 市の職員は、自らも地域社会の一員であり、生活者である市民であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めるものとする。 2 市の職員は、本条例の趣旨に則して職務を遂行するとともに、全体の奉仕者として、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。 3 市の職員は、職務に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。</p> <p>【条例案】 (市の職員の責務) 市の職員は、自らも生活者であり、また、生駒市の市民であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めるものとする。 2 市の職員は、本条例の趣旨に則して職務を遂行するとともに、全体の奉仕者として、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。 3 市の職員は、職務に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。</p> <p>【条例解説原案】 まちづくりの主体は市民であり、参画と協働のまちづくりを推進するため、市の職員も市民の一員と位置づけ、率先して市民としての責務を果たすことを規定しています。 市の職員は、この条例の趣旨に則して職務を遂行すること、及びサービスの根本基準を遵守して公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならないことを規定しています。 市の職員としての責務を果たすに当たって、政策形成能力、政策法務能力等、自らの知識や技能の向上に努めなければならないことを規定しています。</p> <p>【条例解説案】 まちづくりの主体は市民であり、参画と協働のまちづくりを推進するため、市の職員も生活者であることの視点を大切に、率先して市民としての責務を果たすことを規定しています。 市の職員は、この条例の趣旨に則して職務を遂行すること、及びサービスの根本基準を遵守して公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならないことを規定しています。 市の職員としての責務を果たすに当たって、政策形成能力、政策法務能力等、自らの知識や技能の向上に努めなければならないことを規定しています。</p> <p>【地方公務員法】 (サービスの根本基準)</p> |

| | |
|--------------------------------------|---|
| | <p>第30条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。</p> |
| <p>(4) 総合計画等の策定 (条例案及び条例解説案)</p> | <p>【基本構想】 ●総合的な市政運営の指針である総合計画策定に当たっては、市民参画によること及び総合計画に基づく市政運営についての市の責務を規定する。</p> <p>【条例原案】 (総合計画等の策定) 市は、市民参画のもと、総合的な市政運営の指針として、基本構想及びこれに基づく基本計画（以下「総合計画」という。）を本条例の趣旨に則り策定し、計画的な市政運営に努めるものとする。 2 市は、行政分野ごとの計画については、総合計画に即して策定するものとする。 3 市は、前2項の各計画の進行管理を的確に行うものとする。</p> <p>【条例案】 (総合計画等の策定) 市は、市民参画のもと、総合的な市政運営の指針として、基本構想及びこれに基づく基本計画（以下「総合計画」という。）を本条例の趣旨に則り策定し、計画的な市政運営に努めるものとする。 2 市は、行政分野ごとの計画については、総合計画に即して策定するものとする。 3 市は、前2項の各計画の進行管理を的確に行うものとする。</p> <p>【条例解説原案】 総合計画は市政運営の指針であり、策定に当たっては、本条例の趣旨に則って、市民参画によることとともに、当該計画に基づいて計画的な市政運営に努めることを市に課しています。 都市計画や環境といった行政分野ごとの計画については、総合計画に即して策定することとしています。 総合計画や行政分野ごとの計画については、計画、実施、評価及び改善のサイクルによる進行管理を的確に行うことで、継続的な事務改善に役立てることとしています。</p> <p>【条例解説案】 総合計画は市政運営の指針であり、策定に当たっては、本条例の趣旨に則って、市民参画によることとともに、当該計画に基づいて計画的な市政運営に努めることを市に課しています。 都市計画や環境といった行政分野ごとの計画については、総合計画に即して策定することとしています。 総合計画や行政分野ごとの計画については、計画、実施、評価及び改善のサイクルによる進行管理を的確に行うことで、継続的な事務改善に役立てることとしています。</p> <p>【行政分野ごとの計画】 生駒市における行政分野ごとの計画としては、「地域防災計画」、「国民保護計画」、「都市計画マスタープラン」、「緑の基本計画」などがあります。</p> |
| <p>(5) 説明責任</p> | <p>【基本構想】 ●市は、まちづくりにおいて政策決定の過程や行政活動の内容及び結果を、市民に分かりやすく説明する責任があることを規定する。</p> |

| | |
|--------------------------------------|--|
| <p>(条例案及び条例解説案)</p> | <p>【条例原案】 (説明責任) 市は、政策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を市民に分かりやすく説明しなければならない</p> <p>【条例案】 (説明責任) 市は、政策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を市民に分かりやすく説明しなければならない。</p> <p>【条例解説原案】 市は、政策決定の過程や行政活動の内容及び結果を、市民に分かりやすく説明する責任があることを規定しています。この説明責任は、市民が「情報提供を受け、自ら取得する権利」を保障するとともに、市民が「まちづくり参画の権利」を行使する上での前提となるものです</p> <p>【条例解説案】 市は、政策決定の過程や行政活動の内容及び結果を、市民に分かりやすく説明する責任があることを規定しています。この説明責任は、市民が「情報提供を受け、自ら取得する権利」を保障するとともに、市民が「まちづくり参画の権利」を行使する上での前提となるものです。</p> |
| <p>(6) 条例制定等の手続 (条例案及び条例解説案)</p> | <p>【基本構想】 ●市は、まちづくりの基本方針や分野別の基本方針を定める条例、市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例及びその他、市民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される条例の制定、改廃に当たり、市民の参画や意見を求めなければならないことを規定する。 ●条例案提出に際しては、市民及び議会双方への説明責任を果たすため、市民参画の状況を明示すべきことを規定する。</p> <p>【条例原案】 (条例制定等の手続) 市は、まちづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、市民の参画を図り、又は市民に意見を求めなければならない。</p> <p>(1) 関係する法律等又は条例等の制定改廃に基づくもので、その条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合 (2) 用語の変更等簡易な改正で、その条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合 (3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者（以下「提案者」という。）が不要と認めた場合</p> <p>2 提案者は、前項に規定する市民の参画等の有無及び状況に関する事項を付して、条例案を提出しなければならない。</p> <p>【条例案】 (条例制定等の手続) 市は、まちづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、立案段階から市民の参画を図り、又は市民に意見を求めなければならない。</p> <p>(1) 関係する法律等又は条例等の制定改廃に基づくもので、その条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合 (2) 用語の変更等簡易な改正で、その条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合 (3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者（以下「提案者」という。）が不要と認めた場合</p> <p>2 提案者は、前項に規定する市民の参画等の有無及び状況に関する事項を付して、条例案を提出しなければならない。</p> |

【条例解説原案】

まちづくりに関する重要な条例の制定改廃に関して、市民参画を図ることを規定しています。

まちづくりに関する重要な条例とは、

- (1) まちづくりの基本方針や分野別の基本方針を定める条例、
- (2) 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例、
- (3) その他、市民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される条例をいいます。

条例案提出の際に市民参画の状況を明示することで、市民及び議会双方への説明責任を果たします。

【条例解説案】

まちづくりに関する重要な条例の制定改廃に関して、市民参画を図ることを規定しています。

まちづくりに関する重要な条例とは、

- (1) まちづくりの基本方針や分野別の基本方針を定める条例、
- (2) 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例、
- (3) その他、市民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される条例をいいます。

条例案提出の際に市民参画の状況を明示することで、市民及び議会双方への説明責任を果たします。